

○武器のパークーライジングについて
の武器等製造法上の解釈について

〔昭和三十七年十月十七日 業務連絡
あて 商産省重工業局航空機武器課長〕

武器のパークーライジングについては、武器等製造法第三条にいう武器の修理に該当するかどうか、貴見を伺いたく照会します。

武器のパークーライジングについての
武器等製造法上の解釈について

〔昭和三十七年十月二十三日
通
あて 防衛庁装備局調達補給課長〕

標記については、下記のとおりの解釈であるので、御了承下さい。

記

武器等製造法（以下「法」という。）第三条の対象となる修理とは、一定の加工を施すことにより、機能または構造を原状に復する場合をいい、通常行なわれる銃砲の分解手入、同一部品の交換等がこれに入るのであり、今回照会のあつたパークーライジングについては、上記の機能または構造に関係がないので、法の対象となる修理に該当しない。

なお、法に定めた武器もしくは武器たる部品の修理を民間企業に委託する場合は、その取扱については、公共の安全を阻害することのないよう充分な措置をとられるとともに、上記修理の範囲を検討する必要もあり、当局に事前に緊密な連絡をお願いする。